

平成28年度第1回

石川県後期高齢者医療広域連合

個人情報保護審査会・情報公開審査会

会議録

平成29年1月27日

石川県後期高齢者医療広域連合

平成28年度第1回石川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会・情報公開審査会

○日 時 平成29年1月27日(金) 午前10時26分から午前11時43分

○場 所 石川県後期高齢者医療広域連合 会議室

○出席者

(委員)

坂井 美紀夫(会長職務代理者)

鵜澤 剛

大垣 昌保

平田 敏雄

※鴨野 幸雄(会長)は欠席

(オブザーバー)

株式会社クロスビート 代表取締役 篠田 仁太郎

(事務局)

事務局長 小崎 隆司 事務局次長 池田 善隆

業務課長 清水 一規 総務課長補佐 山下 秀

業務課長補佐 新田 陽介 業務課主事 高島 繁

書記

総務課長 山田 卓矢 総務課主査 谷 尚樹

○議事

審議事項 特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検に係る諮問に対する
答申について

報告事項 情報公開実施状況及び個人情報保護条例施行状況について

1. 開会

(山田課長) それでは定刻前ですが、皆さまおそろいになりましたので、ただ今より始めさせていただきます。私、総務課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、お手元の資料のご確認をお願いします。まず、次第になります。続いて資料 1 から資料 6 までご用意しております。

それでは、開会に先立ちまして、小崎事務局長がご挨拶申し上げます。

(小崎局長) おはようございます。昨年4月から事務局長を務めております小崎でございます。よろしくお願いいたします。一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には、大変ご多忙の中、ご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。また、(株)クロスビートの篠田様には、情報システムの専門家として、事前に評価書案の内容点検を行っていただくとともに、なおかつ、本日はオブザーバーとしてご出席をいただきました。心から感謝を申し上げます。

本日の審査会でございますが、審議事項といたしまして、今年7月からマイナンバー制度による後期高齢者医療関係事務の情報連携がスタートすることに伴いまして、一昨年ご審議をいただきました評価書に重要な変更が生じたことから、「特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検に係る諮問に対する答申」ということで、変更点について、改めてご審議をいただくものでございます。

なお、今回の評価書については、昨年11月22日から12月21日にかけてパブリックコメントを実施したところでございます。特にご意見等はございませんでした。それから、もうひとつ報告事項としまして、平成27年度の「情報公開の実施状況及び個人情報保護条例施行状況について」、ご報告させていただきます。

個人情報の漏えい防止のリスク管理は、極めて大切な課題であると考えております。この評価書に規定された具体的な取り扱いや手順を、職員一人ひとりがしっかりと認識した上で、毎日の業務を処理していく中で確実に実行していくこと、そして改善すべき点があれば迅速に対応する、こういう姿勢が大切だと考えております。そして、こうした取り扱いがきちんと守られているかについての確認、チェックを監査するなど、実効性をより確実なものにしていくという取り組みも大切であろうと思っております。

委員の皆様方には、今後とも当広域連合の個人情報の保護あるいは情報公開に関しまして、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

(山田課長) それでは今回の審査会は、今年度初めてでございますので、自己紹介も兼ねまして、本審査会出席者のご紹介をさせていただきます。

まず、審査会委員の皆さまをご紹介します。

はじめに金沢大学名誉教授でいらっしゃいます、会長の鴨野幸雄委員ですが、本日本体調不良との連絡がありましたので、欠席となっております。

(山田課長) 次に金沢弁護士会所属の弁護士でいらっしゃいます、会長職務代理者の坂井美紀夫委員でございます。

(坂井委員) よろしく申し上げます。

(山田課長) 金沢大学人間社会研究域法学系准教授でいらっしゃいます、鵜澤剛委員です。

(鵜澤委員) よろしくお願ひします。

(山田課長) 石川県国民健康保険団体連合会常務理事でいらっしゃいます、大垣昌保委員です。

(大垣委員) よろしくお願ひします。

(山田課長) 社会福祉法人むつみ会理事長でいらっしゃいます、平田敏雄委員です。

(平田委員) よろしくお願ひします。

(山田課長) 次に、本日の「特定個人情報保護評価」の審議のため、オブザーバーといたしまして、株式会社クロスビート代表取締役、篠田仁太郎様にご出席をいただいております。

(篠田オブザーバー) よろしくお願ひいたします。

(山田課長) 続いて、広域連合の他の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介 略)

(山田課長) それでは審議に移りたいと思いますので、ここからは坂井会長職務代理者に進行をお願いいたします。

2. 議事

(審議事項) 特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検に係る諮問に対する答申について

(坂井会長職務代理者) それでは鴨野会長がお休みということで、代わって私が進行させていただきます。石川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会規則第3条第2項により、当審査会の会議は委員の出席数が過半数を超えているため、ただ今より、平成28年度第1回石川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護審査会・情報公開審査会を開会いたします。

最初に、議事録の署名人の指名させていただきます。順番ですので、署名人には私の他に、鵜澤先生よろしくお願ひします。

それでは、審議事項「特定個人情報保護評価の再実施に伴う第三者点検に係る諮問に対する答申について」の審議を始めたいと思います。内容等について、事務局よりご説明をお願いします。

(高島主事) それでは資料1と2について私、高島がご説明いたします。

まず、資料についてですが、資料1は、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の概要等について、まとめた資料になっています。資料2は、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)になります。資料1は資料2の特定個人情報保護評価書の前回から変更となった点について、まとめた資料になりますので、資料1を基に説明いたします。

それでは資料1をご覧ください。資料1ページの1から4までは、社会保障・税番号制度

及び特定個人情報保護評価や、その再実施について内容をまとめています。2 ページの 5 以降については、本日議論させていただいている特定個人情報保護評価書の変更点について概要をまとめたものになっています。では 1 ページから説明させていただきます。

1 社会保障・税番号制度とは。

社会保障・税番号制度は、国民一人ひとりに付番される「個人番号」(マイナンバー)に官公庁等が保有する複数の個人情報を結びつける仕組みです。また、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、社会保障や税分野の事務の効率性や公平性が高まり、国民にとっても行政手続き等における利便性の向上が期待されています。

2 特定個人情報保護評価とは。

特定個人情報ファイル(※1)が取り扱われる前に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じることを「特定個人情報保護評価書」により宣言するものと定義されています。

なお、特定個人情報ファイルとは一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した保有個人情報を含む情報の集合物で、その内容に個人番号を含むものです。

3 特定個人情報保護評価の再実施について。

地方公共団体等は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更(特定個人情報保護評価に関する規則第 11 条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの)を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとされています。

今般、後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療制度関係事務において平成 29 年 7 月より番号制度に係る情報連携が開始されることにより、当該事務に関して特定個人情報ファイルに変更を加えることになったため、特定個人情報保護評価を再実施いたします。

4. 石川県後期高齢者医療広域連合の特定個人情報保護評価の再実施について。

(1)再評価対象事務。後期高齢者医療制度関係事務。

(2)使用するシステム。後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)及び中間サーバー。

(3)評価書の作成。平成 29 年 7 月からの番号制度による情報連携開始に向けた評価を実施するため、全項目評価書及び基礎項目評価書を作成。今回の再評価にあたり、厚生労働省から全項目評価書の記載例(テンプレート)が提供されましたので、これに基づいて作成を行いました。

(4)再評価の範囲。資料1の別紙をご覧ください。別紙の図は情報連携後の業務全体図となります。前回の評価では広域連合と市町間の情報のやり取りについて評価を致しました。今回は図の上の部分に書かれています情報提供ネットワークシステムと地方公共団体情報システム機構との間で、中間サーバーを介して情報連携を行います。よって、評価の対象は背景がオレンジ色となっている部分、広域連合及び取りまとめ機関の中間サーバーとなります。

戻りまして資料の 2 ページをご覧ください。

(5)再評価実施手順。まず全項目評価書についてですが、評価書を作成、次にパブリックコメントを実施、その後、第三者点検を行ったのち特定個人情報保護委員会へ提出し、同委員会の承認後、公表となります。

次に基礎項目評価書についてですが、評価書を作成し、特定個人情報保護委員会へ提出して、公表となります。先ほどの説明の全項目評価書のパブリックコメントですが、平成 28 年 11 月 22 日から平成 28 年 12 月 21 日までの 30 日間で実施したところ、特に意見はございませ

んでした。

5 後期高齢者医療関係事務。特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の内容。

(1)評価書名。後期高齢者医療制度関係事務、全項目評価書。

(2)実施機関。石川県後期高齢者医療広域連合

(3)項目。項目については、資料2の特定個人情報保護評価書の2 ページ目が項目一覧になりまして、本評価書の項目をまとめたものになっています。以降はこの項目に沿って、変更となった部分のみご説明致します。

最初に項目Ⅰの基本情報ですが、後期高齢者医療制度関係事務の内容、使用するシステム、特定個人情報を取り扱う理由等を記載したものになります。

変更内容としましては、①事務の内容では高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会に委託することが可能となりました。また、後期高齢者医療制度関係事務として、加入者情報作成及び副本作成、情報照会、地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手が追加となりました。

②特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムの機能。後期高齢者医療電算処理システム(以下「標準システム」という。)の機能として、加入者情報管理及び副本管理、情報照会の機能が追加となりました。

③中間サーバー。特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムとして、中間サーバーが追加されました。中間サーバーは、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、資格履歴管理事務に係る機能、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構が保存している本人確認情報の提供を求める機能を有しています。

なお、中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営します。

④情報連携のメリット。被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができます。

⑤個人番号の利用における法令上の根拠。住民基本台帳法第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)が追加となりました。

⑥情報提供ネットワークシステムによる情報連携における法令上の根拠。番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)が追加となりました。

続いて、項目Ⅱ特定個人情報ファイルの概要についてですが、取り扱うファイル名、基本情報、特定個人情報の入手方法及び取扱いの委託等を記載したものになります。

変更内容としましては、最初に、①特定個人情報の入手及びその妥当性、使用方法。入手及びその妥当性として、当広域連合は番号法別表第二、項番80、81の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を随時入手します。また、当広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から入手できない個人番号は、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から随時入手いたします。

使用について。個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて

必要な情報の検索及び参照を行うことに使用します。また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報を照合及び確認することに使用します。

④特定個人情報ファイルの取扱いの委託についてですが、1 つ目の委託業務としまして、中間サーバーにおける資格履歴管理事務を石川県国民健康保険団体連合会に委託します。

委託内容は、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理。委託する特定個人情報ファイルの範囲は、特定個人情報ファイルの全体。なお、この委託業務は国民健康保険中央会に石川県国民健康保険団体連合会が再委託します。再委託の内容は中間サーバーにおける資格履歴管理事務の全てです。

2 つ目の委託業務としまして、中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を社会保険診療報酬支払基金に委託します。

委託内容は、情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理。委託する特定個人情報ファイルの範囲は特定個人情報ファイルの全体。再委託の内容は中間サーバーの運用・保守業務となります。

最後に、3 つ目の委託業務としまして、中間サーバーにおける本人確認事務を先ほどと同じく、社会保険診療報酬支払基金に委託します。

委託内容は、地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人確認情報の取得。委託する特定個人情報ファイルの範囲は特定個人情報ファイルの全体。再委託の内容は同じく中間サーバーの運用・保守業務となります。

⑤特定個人情報の提供。他の機関からの照会を受け、特定個人情報を提供する先ですが、番号法第 19 条第 7 号別表第二に定める各情報照会者(全 16 件)となります。

法令上の根拠としましては、番号法第 19 条第 7 号別表第二の各項となります。提供方法及び頻度は情報提供ネットワーク及び専用線を通じて、他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度、随時、提供いたします。

⑥特定個人情報の保管・消去。保管場所についてですが、中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置します。

次、中間サーバーにおける保管期間。中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長 5 年間)まで保管します。また、情報提供等記録項目については、7 年間保管します。そして、本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるため、その保管期間は 1 年を超えることはありません。

続いて、消去方法について。保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行います。また、使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕します。

次に、項目のⅢ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策についてですが、特定個人情報の入手、使用、委託、保管、消去等におけるリスク対策等を記載したものになります。

最初に②特定個人情報の入手。地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で本人確認情報を入手する場合におけるリスク対策については次のとおりです。個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはあ

りません。中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN 等の技術を用いた専用線、IP-VPN による閉域サービス、IPSec による暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしています。統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って行われることにより、必要以外の本人確認情報の入手を防止しています。あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については広域連合の標準システムに情報登録を行わず、速やかに削除します。広域連合の照会要求に該当した本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはありません。当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御しています。

③特定個人情報の使用。統合専用端末におけるリスク対策については次のとおりです。端末を利用する職員を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザ ID を管理簿に記載、管理します。共用のユーザ ID 及びパスワードの使用を禁止します。パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行います。退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザ ID は利用できないよう登録を抹消します。

続いて、中間サーバーにおけるリスク対策は次のとおりです。統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御しています。パスワードの最長有効期限が定められており、定期的に変更するよう中間サーバー側で制御しています。利用者の取扱い権限により、許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御しています。統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しています。

④特定個人情報ファイルの取扱いの委託。取りまとめ機関で行う委託業務におけるリスク対策は次のとおりです。取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御しています。運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定しています。また、対応表は随時見直しを行います。パスワードの最長有効期間を定め、定期的に変更を実施します。操作ログを中間サーバーで記録し、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行います。契約書において当広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていません。定期的な操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視します。提供情報は、業務委託完了時に全て返却又は消去します。

⑤情報提供ネットワークシステムとの接続。標準システムにおけるリスク対策は次のとおりです。情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われています。

また、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム端末又は市町の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減しています。

続いて、中間サーバーにおけるリスク対策について。中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保しています。統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになります。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応しています。支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ロ

ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっています。中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっています。そのため、情報提供ネットワークでは復号されないものとなっています。中間サーバーは、外部システムからの接続に対し認証を行い、許可されていない外部システムからのアクセスを防止する仕組みを設けており、また、標準システムと中間サーバーとはオンライン接続しないこととしています。情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減しています。

次に、統合専用端末と標準システムとの間の情報授受におけるリスク対策は次のとおりです。統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザ ID とアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御します。情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に電子記録媒体やフラッシュメモリの貸出簿に記録し、情報システム管理者の承認を得ます。情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリの使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用できないようシステム的に制御します。フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、記録時にはデータを暗号化し、情報システム管理者がパスワード設定した媒体以外は標準システムの端末及び統合専用端末で使用できないようシステム的に制御します。標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックします。統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離します。統合専用端末へのログインはユーザ ID とパスワードの認証に加え、顔認証を利用した二要素認証とします。

⑦特定個人情報の保管・消去。中間サーバーにおけるリスク対策については次のとおりです。中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避します。中間サーバーにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、中間サーバーはインターネットに接続できないようシステム面の措置を講じています。中間サーバーでは UTM (コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行います。中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行います。導入している OS 及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行います。特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報を削除します。また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除します。

次に、項目Ⅳ その他のリスク対策についてですが、監査や職員に対する教育・啓発等について記載したものになります。

①監査。当広域連合は、運用管理規定に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしています。

②職員に対する教育・啓発。中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行います。

次、項目Ⅴ 開示請求、問合せについてですが、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求及び特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先を記載したものになります。変更は

特にございませぬ。

次、項目VI 評価実施手続についてですが、住民等からの意見聴取方法等を記載したのになります。

①基礎項目評価。平成28年11月1日に評価を実施しています。

②国民・住民等からの意見の聴取。パブリックコメントを平成28年11月22日から平成28年12月21日までの30日間実施した結果、意見はございませぬでした。

以上、資料1「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の概要等について」の説明を終わります。

最後に前回の審査会においてUSBメモリに関して、外部からの持込みに対するセキュリティ及び保管方法についてのご指摘がございませぬ。ご指摘を受け、当広域連合では現在USBメモリを施錠可能なキーボックスに入れて保管してあります。使用する場合は貸出簿に日時や名前等を記入し、鍵を管理している総務課長の許可を得て使用し、使用後はUSBメモリ内のデータを削除して返却してあります。

また、外部からの持込みに対するセキュリティでは、情報セキュリティ対策支援システムの導入により、登録済みのUSBメモリしか接続できない環境になってあります。

私からの説明は以上となります。

(坂井会長職務代理者) 今の資料の説明について、ご質問かご意見はありますか。

(平田委員) はい。3ページの①構成市町の窓口担当から入手できない個人番号は、支払基金を介して随時入手するとあるが、その後の措置というか構成市町との連携や関係はどういうことをされているのか。入手して終わってそれで済んでいる状況なのか。

(高島主事) 個人番号を窓口で入手できなかった場合は、支払基金をとおして個人番号を入手するわけですが、その入手した個人番号を使って情報連携を行い、必要な情報を入手する形です。

(平田委員) 構成市町の台帳の関係とか、情報が突合されているのかという話です。おそらく何かのシステム上把握できないとか、それとも構成市町の窓口担当部署の情報というのは得られない状況にあるのか。

(篠田オブザーバー) まず、どういう場合に入手できないのですか。

(高島主事) 主に住登外者の場合です。例えば、他県の施設に入っている方ですが、住民票はその施設に入るために移すのですが、後期高齢者医療制度の中で、他県の施設に入った方については、石川県の被保険者として施設に入るわけですし、住民票は向こうに持っていますので、マイナンバーは石川県では分からない形になって、住民票のあるところでは分からないので、そういう方について、情報連携を行って情報を取得する場合は、地方公共団体システム機構から入手するという形で、それが住登外です。

(平田委員) 石川県の構成団体がおそらく地方負担しているわけですね、そういった施設に入るには、当然、費用負担は石川県の市町が負担していますね。そうすると、情報は完全に持っておいでですね。基本台帳に仮にないとしてもあるわけですね、費用負担しているわけですから。それが基本台帳上突合できない、住所は入所施設にいつているという形になったとしても、こちらには費用負担の関係でマイナンバーやおそらく使ったものが入っていると思うのです。

(篠田オブザーバー) 多分ですね、もし違っていたら教えてください。ここで書いてあるのは、もう住民票が移転しているわけですね。住民基本台帳上、住民票は移転している先にいつてしまっているの、調べても出てこない。だけれども、おっしゃるように医療の分については登録されていますが、住民票は移転していますので、住民票から調べても分からないので、その場合には基金を通じて、システム上で見ると全国のもものが繋がっていて、ここに移転しているこの人が何をやっているのかが分かるということが書いてある。

情報の連携をするというよりも、とりあえず一回移転をしてしまっているの、今こちら側に移転をしている人の情報が分からない。医療として払っているのは別の情報として持っていらっしやる。そういうことですか。

(高島主事) はい。

(平田委員) 基本台帳だけで突合すれば無理ですね。

(篠田オブザーバー) そうです。そこで分からなかった場合に、こちらの方を確認すれば分かるようになります。

(坂井会長職務代理者) よろしいですか。通常は、今までは市町とだけ連携していたわけですね。それに加えて中間サーバー等を利用して、情報提供ネットワークシステムと連携するようになり、より幅広く個人情報、個人番号の入手が可能になると。

(高島主事) 個人番号やその他資格の情報等が入手可能になります。

(坂井会長職務代理者) 個人番号を知る方法ですか、これは。担当部署から入手できない個人番号とは。

(高島主事) それについては、支払基金をとおして入手する形です。通常は、お客さんが市町の窓口で申請する際に、申請書にマイナンバーを記載することとなっています。

(坂井会長職務代理者) 通常はそれでマイナンバーが分かりますね。その窓口で分からない場合もあるということですか。

(高島主事) はい。お客さんが窓口で書くことを拒否した場合などは分からないです。

(坂井会長職務代理者) 市町に残っていれば問い合わせできるが、住民票が移ってしまえば、市町が持っている過去の医療情報は残っても、番号等は移ってしまうということですか。

(高島主事) 最初にマイナンバーが始まる前に、その段階で施設に入所している方については、住民票を移した先でしかマイナンバーの情報が分からないです。その方について、情報連携の必要が生じたときにマイナンバーを入手します。

(篠田オブザーバー) これは、マイナンバー導入前の方の話ですか。

(高島主事) はい。

(篠田オブザーバー) マイナンバーを導入する前に、マイナンバーが振られていない状態で移転してしまったため、分からない場合があるということですね。

(坂井会長職務代理者) その場合、石川県の市町では分からないですね。

(高島主事) はい。それについて、石川県の被保険者になりますが、住民票が向こうに持っていつてあるので、マイナンバーが始まった時には、向こうの施設でマイナンバーが振られています。

(坂井会長職務代理者) 現在、連携しているのは、石川県の市町だけですか。

(高島主事) はい。その他の市町と連携する場合は、情報提供ネットワークシステムを介してということになります。

(坂井会長職務代理者) よろしいでしょうか。他にご質問は。

(大垣委員) 5 ページの③特定個人情報の使用について、端末を利用する職員は何名の予定ですか。

(高島主事) 今のところ2名の予定です。

(大垣委員) 質問をもう一つ。下の「退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザ ID は利用できないよう登録を抹消する。」の中に時間的なことが記載されていないので、例えば「直ちに」や「速やかに」等を記載した方がよろしいのでは。

(高島主事) はい。

(平田委員) 8 ページの監査について。どのような方がどのような監査をされているのでしょうか。

(清水課長) 監査につきましては、「特定個人情報等に関する安全管理規定」を広域連合で策定し、今年度から施行しております。今年度の監査は未だ実施しておりませんが、監査の項目、細部については、中身を検討中でございます。また、監査の責任者については事務局次長が責任者ということで位置付けております。

(坂井会長職務代理者) 内部監査ということですか。

(清水課長) あくまでも内部監査です。

(坂井会長職務代理者) 特定個人情報保護評価書によると、監査は平成21年度から定期的に公認会計士による外部監査を実施していると。公認会計士の外部監査は会計上の監査ですか。

(清水課長) 会計上の監査です。今申し上げたのは、特定個人情報等に関する内部監査で

す。

(坂井会長職務代理者) 広域連合の運用における安全管理措置について定期的な監査を行っているということですか。

(篠田オブザーバー) 公認会計士の監査は外部監査ではなく、セキュリティ監査ではないですか。

(坂井会長職務代理者) 51 ページ(資料 2)には、「平成 21 年度から定期的に公認会計士による外部監査を実施している。外部監査の際に指摘された事項について、システム保守事業者と協議し、対応策を策定している」と記載されているが。

(篠田オブザーバー) 一般的な公認会計士事務所ですと、審査等があるので、セキュリティ監査の資格を持った人たちが行ってらっしゃると記載してあるのでは。会計監査ではないのでは。

(清水課長) 位置付けとしては、会計監査の一環としての形です。

(坂井会長職務代理者) 平成 21 年度から実施しているということですが、どんな監査ですか。過去には指摘事項がありましたか。この文章からすると、公認会計士による経理の監査だけではなく、システム面についても公認会計士が監査をして、いろいろな意見を出しているというふうに読めるので。これについては、後ほど回答いただけますか。

他に何かご質問は、8 ページ(資料 1)のセキュリティパッチとは何ですか。

(篠田オブザーバー) ソフトウェア等を導入し、導入後新たに発見されたセキュリティの穴みたいなものを塞ぐための、上書きするようなソフトです。

(坂井会長職務代理者) バッチ処理とは何ですか。

(篠田オブザーバー) 一般的には一日一回、定期的に行われるプログラミングで、ここで言うと、副本区画に登録されている副本情報を削除するためのプログラムです。それを定期的に動かすことをバッチ処理と言います。

(坂井会長職務代理者) 他にご質問等はございますか。特にないようですので、今回の審議対象であります「全項目評価書」について、株式会社クロスビートより提出されている資料 4「特定個人情報保護評価書点検結果報告書」について、篠田様よりご説明をお願いします。

(篠田オブザーバー) 特定個人情報保護評価書の変更箇所については資料 1 と重複しますので割愛させていただきます。

最終的に 28 ページからコメントになりますが、想定されているリスクについて、今回の改定はすべて支払基金に事務委託することに伴う見直しになっている。その委託に伴って、これまで県の中で閉じられていたシステムが、県を越えたシステムとなっている、事務委託に伴う第三者との情報の授受が発生することに伴った想定されるリスクと対策が追記されているということです。

リスク対策については、大きく二つコメントがあります。一つは「周知・徹底」で、これは特定個人情報保護評価書の中にたくさん出てきますが、例えばフラッシュメモリの取扱いについて「周

知・徹底」させると書いてあります。その「周知・徹底」させたということがどのように検証できるのかといったことが、マネジメントシステムの中で非常に重要ですので、この中に盛り込んでいただけたらいいかなというところで、コメントに書かせていただきました。

それについての回答はいただいており、了承 or 却下ボタンを押下することで、確認をしたかチェックできることと、それだけでなく、職員が回覧内容を守っているかどうかの検証が行われていないので、今後この検証方法について検討し、実施していただきたい。

次に、中間サーバーのウイルス対策ですが、中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入してパターンファイルの更新を行うしかない。昨年は中間サーバーを使わない前提で書かれていたと思いますが、パターンファイルの更新だけだと入ってしまったウイルスを見つけれないので、定期的にウイルスチェックを行うということを追加してくださいとお願いしました。

USBメモリの取扱いについて、これも不十分ではないかとコメントさせていただきましたが、訂正前の当初案については、「情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得る」と、これしかありませんでしたが、これについては訂正いただき、「不必要な複製を制限するため事前にUSBメモリの貸出簿に記録し情報システム管理者の承認を得る」ということで、実際にUSBメモリの複製をきちんと記録して書いているので、これでいいと思います。

以前、ログインするときにIDパスワードしかなかったですが、今は顔認証付きになっていること、USBメモリについてもシリアルまで管理することになっているので、去年に比べると遥かに対策されていると思います。

(坂井会長職務代理者) 資料 1 の 7 ページですね。今回は特定のUSBしか使えないようになっている。勝手にどこかから買ってきて差し込んでも使えない。登録したUSBだけ使える。そのUSBメモリの管理も特定の箱に入れて、管理者がきちんと管理していると書いてありますね。

(高島主事) そうです。鍵付きのボックスです。

(坂井会長職務代理者) 先程の監査についてどうでしょうか。現実、公認会計士さんに監査してもらっているのでしょうか。

(池田次長) はい。システムについてセキュリティ監査をしていただいております。

《池田次長が坂井会長職務代理者に会計調査報告書を基に説明》

(坂井会長職務代理者) アクセス管理等、会計士さんに視てもらっていますね。マニュアルに従って、広域連合業務基幹システムについての監査をしていただいていますね。それについて明文化したアクセス管理規定が存在しないから、指摘されてマニュアルを策定したわけですね。

(池田次長) 安全管理規定を策定しました。

(篠田オブザーバー) セキュリティ監査をされていらっしゃるということですか。

(池田次長) はい。こちら(会計調査報告書)は、今年度において実施したものです。

(坂井会長職務代理者) どちらの会計士さんでしょうか。

(池田次長) 米田公認会計士さんです。

(坂井会長職務代理者) 外部監査の指摘事項については、過去に何度か適宜、対応策を策定しているということですね。

ただ今の篠田様の説明について、ご質問はございますか。

それでは、篠田様から問題はないとのご説明がありましたので、全項目評価書の記載内容について、適切であるとの審査結果としてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(坂井会長職務代理者) それでは事務局においては、当審査会から正式な答申が出されましたら、全項目評価書について特定個人情報保護委員会への提出及び公表の手続を進めていただきたいと思います。

篠田様におかれましては、ありがとうございました。ご退席ください。

(篠田オブザーバー) 今日はどうもありがとうございました。失礼します。

《篠田オブザーバー退席》

(坂井会長職務代理者) 続いて、答申書案を審議したいと思います。事務局より資料 5 の答申書案について、説明をお願いします。

(谷主査) 資料 5、1 ページの別紙をお開きください。

「第 1 審査会の結論」といたしましては、評価書(案)については、特定個人情報保護評価指針に定める適合性及び妥当性の観点から審査を行ったところ、特に問題となる箇所は認められなかったことから、評価書案の内容は適切であるとの記述で取りまとめることといたします。

続いて、「第 2 審査会の判断理由」といたしまして、1 適合性については、今回の変更に伴い、改めて判断が必要となる「(1)実施時期」及び「(2)住民の意見聴取」については、記載のとおり、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、適切であるとしております。また、2 妥当性につきましては、「(1)特定個人情報保護評価の対象となる事務内容の記載」、2 ページの「(2)特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要についての記載」から「(7)特定個人情報の保管、消去における特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載」、3 ページにございます「(8)特定個人情報ファイルの取扱いにおける監査及び職員に対する教育、啓発」について、こちらも記載のとおり、指針に定める特定個人情報保護評価の内容が目的等に照らし、妥当であると認められることから、適切であるとしております。

評価書(案)の内容が妥当であるとの判断につきましては、情報システムの知見を有する株式会社クロスビートより提出されました「点検結果報告書」に基づき、まとめさせていただいております。以上の理由によりまして、「第 3 まとめ」としまして、「第 1 審査会の結論」とおり、答申するとしております。

なお、「第 4 審査会の意見」といたしまして、あくまで事務局の素案としてまとめたのでございますが、「評価書案において、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められるが、今後も、適宜必要な見

直しを行いながら、特定個人情報の適正な管理運用について積極的に取り組むよう要望する。」という旨の内容を付記させていただいております。

以上でございます。

(坂井会長職務代理者) この答申書案について、ご質問等はございませんか。それでは、特にご質問、ご意見等はないようですので、本件につきましては、審議を終えることとし、資料 5 の答申書案とおりの答申することとしてよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(坂井会長職務代理者) 次に、報告事項「情報公開実施状況及び個人情報保護条例施行状況について」事務局より資料を基に説明をお願いします。

(報告事項) 情報公開実施状況及び個人情報保護条例施行状況について

(山田課長) それでは、資料 6 をご覧ください。こちらは、石川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第 33 条及び石川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 52 条の規定により、広域連合長は、毎年度、各実施機関における公文書の公開等の実施状況及び個人情報保護条例の施行状況を取りまとめ、公表しなければならないと定められております。

続きまして 1 ページをご覧ください。平成 27 年度分につきましては、情報公開制度の実施状況における公文書の公開請求や不服申立ての件数、また、個人情報保護制度の施行状況における開示請求等、該当する件数はございませんでしたので、全て 0 件となっております。

したがって、報告事項は、資料 6 の 1 ページのとおり公表させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

(坂井会長職務代理者) この件に関して、ご質問はございませんか。ご質問がないようでしたら、報告事項は了承いただいたということにします。

以上をもちまして、審査会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

上記のとおり相違ないことを確認し、署名する。

平成 27 年 1 月 31 日

会議録署名人

会長職務代理者

坂井美紀夫

委員

鶴澤剛